

健康運動指導士及び健康運動実践指導者養成事業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）が行う健康運動指導士及び健康運動実践指導者の養成に関し必要な事項を定めるとともに、その事業が適正かつ効果的に適用され、もって国民の健康づくりに貢献することを目的とする。

(事業の基本理念)

第2条 国民が活力ある日常生活を送ることができるよう、運動を中心とした総合的な健康づくりに寄与するための効果的な技能を有する運動指導者を輩出するとともに、その専門的知識の資質向上に努め、我が国の健康づくり施策の推進に積極的に貢献していく。

(定義)

- 第3条 健康運動指導士とは、保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び運動指導を行う者をいう。
- 2 健康運動実践指導者とは、積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有する者で、健康づくりのための運動の専門知識を備え、自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者をいう。

(資格の付与)

- 第4条 健康運動指導士は、健康運動指導士養成講習会（以下「指導士講習会」という。）の修了者、又は健康運動指導士養成校養成講座の修了者であり第8条に定める要件を満たす者が、健康運動指導士認定試験（以下「指導士認定試験」という。）に合格し、第13条の登録を行った者に付与する。
- 2 健康運動実践指導者は、健康運動実践指導者養成講習会（以下「実践指導者講習会」という。）の修了者、健康運動実践指導者養成校養成講座の修了者であり第9条に定める要件を満たす者、又は財団が認定した都道府県・政令指定都市養成講習会の修了者が、健康運動実践指導者認定試験（以下「実践指導者認定試験」という。）に合格し、第13条の登録を行った者に付与する。

(健康づくりのための運動指導者養成事業運営委員会)

第5条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者制度の更なる発展を目指し、また、その運営を円滑に行うために、健康づくりのための運動指導者養成事業運営委員会（以下「運

営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会に専門部会を置くことができる。

(養成講習会の受講資格)

第6条 指導士講習会の受講資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健医療系国家資格を有する者であつて、大学(修業年限4年以上)卒業者
- (2) 医師、保健師又は管理栄養士の資格を有する者
- (3) 健康運動実践指導者の称号を有する者
- (4) 4年制体育系大学(教育学部体育学系を含む。)卒業者(卒業見込みを含む。)
- (5) (1)と同等以上の能力を有すると認められる者

2 実践指導者講習会の受講資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健医療に関する資格を有する者
- (2) 体育系短期大学又は体育系専修学校(2年制)若しくはこれと同等以上の学校の卒業者(卒業見込みを含む。)
- (3) 3年以上運動指導に従事した経験のある者
- (4) 運動指導に関する資格を有する者
- (5) 学校教育に関する資格を有する者

(養成校)

第7条 指導士講習会の講習内容と同等以上と認められる養成講座を開設する学校については、申請に基づき運営委員会の意見を聞き、健康運動指導士養成校(以下「指導士養成校」という。)として認定することができる。

2 実践指導者講習会の講習内容と同等以上と認められる養成講座を開設する学校については、申請に基づき運営委員会の意見を聞き、健康運動実践指導者養成校(以下「実践指導者養成校」という。)として認定することができる。

(指導士養成校の学生に係る認定試験の受験資格)

第8条 指導士養成校の学生に係る認定試験の受験資格は、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) 指導士養成校において養成講座を修了し、かつ、当該校を卒業見込みの者
- (2) 指導士養成校において養成講座を修了し卒業したが、卒業までに受験申し込みをしなかった者。(ただし、当該校卒業後4年以内の者に限る。)
- (3) 指導士養成校の養成講座を未修了で卒業後、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定に基づく科目等履修生として当該校の養成講座の未修了科目の単位を修得した者。(ただし、養成講座の未修了科目の合計単位が、当該校

の定める単位で4単位以内である場合に限る。また、当該校卒業後4年以内の者に限る。)

なお、(1)から(3)のいずれかの要件を満たし認定試験の受験申込を行い、当該試験を欠席した者又は不合格となった者は、再受験者として引き続き受験資格があるものとする。

(実践指導者養成校の学生に係る認定試験受験資格)

第9条 実践指導者養成校の学生に係る認定試験の受験資格は、実践指導者養成校に在学中であって、養成講座を修了し、かつ、当該校の1年以上の課程を修了した者とする。

なお、在学中に認定試験の受験申込を行い当該試験を欠席した者又は不合格となった者は、再受験者として実践指導者養成校を卒業後も受験資格があるものとする。

(都道府県・政令指定都市による養成)

第10条 都道府県・政令指定都市が行う健康運動実践指導者養成のための講習会は、当該都道府県・政令指定都市からの申請に基づいて、財団が実施する実践指導者講習会と同等又は同等以上として認められる場合においては、実践指導者講習会と同等として認定することができ、その修了者は、実践指導者認定試験を受けることができる。

(試験の目的)

第11条 指導士認定試験及び実践指導者認定試験は、健康運動指導士及び健康運動実践指導者として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第12条 指導士認定試験及び実践指導者認定試験を、毎年1回以上、実施する。

(登録)

第13条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録は、指導士認定試験又は実践指導者認定試験に合格した者の申請により、健康運動指導士台帳及び健康運動実践指導者台帳に記載することによって行う。

2 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録をしたときは、健康運動指導士登録証又は健康運動実践指導者登録証並びに健康運動指導士証又は健康運動実践指導者証を交付する。

(登録の有効期限)

第14条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録の有効期限は5年間とする。

(登録の更新)

第15条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録を更新するには、財団が認定した登録更新のための講習会において別に定める必要な単位を履修し、かつ次に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1) 登録更新申請書に受講証明書を添付し、有効期間の1箇月前までに提出
- (2) 登録更新手数料を納付

(登録の取消等)

第16条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取消し、又はその者の登録の更新を行わないことができる。

- (1) 養成講習会の受講、認定試験又は登録に関し、不正行為に基づき健康運動指導士又は健康運動実践指導者を登録した者
- (2) 素行が著しく不良な者で、健康運動指導士及び健康運動実践指導者として適任と認められない場合

(名称の使用制限)

第17条 健康運動指導士及び健康運動実践指導者として登録していない者は、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の名称を使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 この規程において取得した個人情報については、財団が責任を持って保管し、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しないこととする。

健康運動指導士及び健康運動実践指導者養成事業規程細則（抜粋）

（目的）

第1条 この細則は、公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）の健康運動指導士及び健康運動実践指導者養成事業規程（以下「養成事業規程」という。）の運用について定めることを目的とする。

（登録の更新単位）

第3条 養成事業規程第15条に定める登録の更新単位については、次のとおりとする。

ただし、健康運動指導士又は健康運動実践指導者が登録更新を6回行った者については、次の登録更新から、登録に必要な更新単位は必要ないものとする。

- (1) 健康運動指導士は実習を含む20単位以上
（加えて更新必修講座の受講。）
- (2) 健康運動実践指導者は実習を含む10単位以上

（不正行為及び素行不良な者等）

第4条 養成事業規程第16条第1号の不正行為及び第2号の素行が著しく不良な者とは、次の行為を行った者及び処分を受けた者とする。

(1) 不正行為

ア 受講申請及び受験申請並びに登録更新申請における不正行為

- ① 受講資格や受験資格の申告において、虚偽の記載や書類改竄がある場合
- ② 登録更新申請の申告において、更新単位に関する証明書類等を改竄した場合

イ 認定試験（受験）中における不正行為

- ① 教科書や参考書などを見る
- ② 隠し持ったメモ等を見る
- ③ 他人の答案を見る
- ④ 試験監督者の許可を得ない発言（特に、解答やヒントとなる発言）をする
- ⑤ 携帯端末機等の画像を見る
- ⑥ 携帯電話等の通信機器で（情報等を）聞く

(2) 素行が著しく不良な者

ア 日本国刑法により、刑罰が確定され、懲役刑となった者

イ 所属する団体・企業等において、体罰やセクハラ等を行ったことにより、当該組織を追放（解任・除名・免職等）された者

ウ 暴力団など反社会的組織の構成員または準構成員となっている者

エ 自己の利益の追求のため、健康被害にならないと立証されていない食品等や器

- 具などを積極的に宣伝あるいは販売している者
- オ 飲酒または喫煙しながら運動指導をしている者
- カ その他、財団理事長が、著しく素行不良と認定した者